

## ■軽自動車税（種別割）の減免申請手続き

課税課 865・1224

障がいがある人の軽自動車税（種別割）の減免申請を次のとおり受け付けます。

### ▼対象となる車両（二輪を含む）

4月1日現在で障がい者などが所有する車両（1人1台）

※知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、その人と生計を一にする人が所有する車を含みます。

### ▼対象となる用途

- ①障がい者本人が運転する場合
- ②障がい者と生計を一にする人が運転する場合
- ③障がい者のみの世帯の人を常時介護する人が運転する場合

※②と③は障がい者などの通学や通院、生活のために専ら使用するものに限ります。

### ▼減免申請の手続き場所

課税課

### ▼締切日

6月2日(月)

### ▼申請に必要なもの

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか（4月1日以前交付のもの）、納税義務者のマイナンバー（分かるもの、軽自動車税（種別割）納税通知書（5月上旬発送予定）、運転者の運転免許証、来庁者の本人確認書類、福祉事務所長による生計同一証明書（運転者が障がい者と別居の場合）

## 軽自動車税（種別割）が減免される障がい程度

区分			障がいの程度	
			本人の運転	同一生計が常時介護する場合
視覚障害	身体障害者	級	1～4	
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴覚障害	身体障害者	級	2・3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上肢不自由	身体障害者	級	1・2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下肢不自由	身体障害者	級	1～6	1～3
		項症	特別～6	特別～3
	戦傷病者	款症	1～3	
体幹不自由	身体障害者	級	1～3・5	1～3
		項症	特別～6	特別～4
	戦傷病者	款症	1～3	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	身体障害者	上肢機能	級 1・2	
		移動機能	級 1～6	1～3
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸機能障害	身体障害者	級	1・3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1～3	
音声機能障害	身体障害者	級	3(無咽頭)	
	戦傷病者	項症	特別～2(無咽頭)	
知的障害	療育手帳	級	A	
精神障害	保健福祉手帳	級	1	

申請に必要な書類などの詳細は市HPをご覧ください



## ■企業版ふるさと納税による寄付について

総合政策課 865・1210

このたび、株式会社藤田製作所から50万円の寄付をいただきました。

こちらの寄付は、市内の中小業者が持つ優れた製品や技術を「新居浜ものづくりブランド」として認定し、販路開拓支援に取り組む「ものづくりブランド創出・支援等事業」において有効に活用させていただきます。

企業版ふるさと納税は、「新居浜市まち・ひと・しごと創生推進計画」の趣旨に賛同した企業が、寄付することにより地方自治体を応援する制度です。

